

議案第8号

鹿屋市コミュニティ交通運行条例の制定について

鹿屋市コミュニティ交通運行条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市コミュニティ交通運行条例

(目的)

第1条 この条例は、コミュニティ交通の運行に関し必要な事項を定めることにより、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって市民の利便性の向上及び地域の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「コミュニティ交通」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けて行う法第78条第2号の自家用有償旅客運送をいう。

(運送区域等)

第3条 コミュニティ交通の運送の区域は、法第79条の登録を受けた路線又は運送の区域とし、路線又は区域ごとの運送の方法、日時、本数及び乗降場所は市長が別に定める。

(業務の委託)

第4条 市長は、コミュニティ交通の業務の全部又は一部を委託することができる。

(使用料等)

第5条 コミュニティ交通を使用する者（以下「使用者」という。）は、1回の乗車につき1人当たり200円の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、規則で定める場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、コミュニティ交通の運行に従事する乗務員が運送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第8条 市長は、コミュニティ交通を使用しようとする者又は使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 他の使用者に危険又は迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりコミュニティ交通を使用したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、コミュニティ交通の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第9条 コミュニティ交通に使用する車両（これに附属する器具を含む。）を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送を行うことに伴い、必要な事項を定めたいので、本案を提出するものである。